

一般社団法人日本形成外科学会 専門医更新について

1. 専門医資格更新審査の該当者

- a. 専門医資格有効期限が当該年度翌年3月31日までの方
- b. 専門医生涯教育制度細則により昨年度・一昨年度資格更新審査において下記の事項に該当する方
 - 1) 本制度適応の留保が認められている方
 - 2) 専門医資格停止後2年以内で更新資格が認められている方

2. 専門医資格更新審査の対象となる期間

上記審査該当者は前回専門医更新年1月1日より当該年12月31日までの5年間(150点)の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請してください。

なお、5年間に出席・論文等を含めて150点をクリアしていればよく、すべての点数の申告は必要ありません。

また、留保が認められていた方は、当留保期間を除く5年間に取得した点数を算定してください。

3. 手続きの方法

下記により、申請手続きを行ってください。

書類提出期間：当該年12月10日～翌年1月15日（消印有効）

提出先：〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9階
一般社団法人 日本形成外科学会 専門医生涯教育委員会 宛

4. 専門医資格更新審査に必要なもの

専門医資格更新審査には以下のものがが必要です。ご確認のうえ一括して書留またはそれに準じる方法で前項に記載した提出先に送付ください。

なお、提出期限を過ぎた場合ならびに提出書類に不備がある場合には、委員会での審査を経て更新が却下される場合がありますので、提出期限を厳守いただくとともに、ご提出前に充分内容を確認してください。

また、満65歳以上の専門医、名誉会員および特別会員については、資格更新のための点数の獲得は免除されます。更新申請書と年間診療実績記録[5年分(1月～12月まで)]をご提出し、審査更新料をお納め下さい。

1) 日本形成外科学会専門医資格更新申請書

2) 申請書類確認チェックリスト

提出書類に不足・不備がないか確認の上、署名欄にサインの記入・ご捺印の上、提出してください。

3) 実績記録

4) 学術集会（関連学会、研修会等を含む）出席を証明するもの（本人と確認できる、氏名が記入された参加章、出席証明書等）。台紙に貼ってA4用紙にコピーしたものを提出をしてください。

参加章または出席証明書のコピー（原本の必要はありません）、学会発表はプログラムの表紙と該当頁のコピー（表紙がない場合は日付、学会名を必ず明記すること）、論文は別刷の表紙のコピー及び関係部分を添付してください。また規定により、5年間に3回以上の日本形成外科学会学術集会または基礎学術集会への参加が必要です。

5) 5年分(1月～12月まで)の年間診療実績記録

6) 審査登録料 30,000円 (更新料 10,000円を含む)

同封の振込用紙を使用して本委員会郵便振替口座へお振り込みください。

なお、満 65 歳以上の専門医は審査更新料の一部が減免されますので、10,000円をお振り込み下さい。

また、審査料を納入したことが分かる証明書のコピーを同封してください。

本年より、参加証、出席証明書はコピー可となりましたので、原本の提出は必要ありません。
そのため、申請書類は返却致しません。コピー一式を必ず手元に保管してください。

5. 審査の方法

- a. 提出された書類について、専門医生涯教育制度細則 10 条、11 条を充足しているか否かを審査・確認します。なお、提出書類が乱雑な場合は受理できない場合もあります。
- b. 申請者が提出した論文の掲載誌が、委員会が認定し告示しているもの（以外は、原則として認めません。
- c. 資格更新の審査にあたり、その記載内容等について委員会より申請者に直接、電話または FAX にて問い合わせをすることがあります。

6. 審査の時期

2月上旬に実施します。

7. 審査結果の発表と登録

専門医生涯教育委員会は審査の結果を理事長に報告し、申請者に通知します。

更新審査合格者は専門医更新登録原簿に登録・公示され専門医証が交付されます。

8. 申請書類記入・作成上の注意事項

- a. 記載はワープロ、黒、青インクまたはボールペンを用いて楷書で記載してください。
- b. ワープロを用いる場合は、実績記録（書式見本）に準じて各項目を枠内に納まるようにしてください。
- c. 5 年間に出席・論文等を含めて 150 点をクリアしていればよく、すべての点数の申告は必要ありません。
- d. 学術研修会の学会参加章等は、見本の台紙のように年度ごとに証拠書類を台紙に貼って A4 用紙にコピーしたものを提出ください。なお領収証は、参加証としては認められません。
- e. 著者の申請は、関係部分と表紙または「奥付」部分をコピーし、著者名、申請者の分担執筆部分、および発行年月が明らかになるように資料を添付してください。
- f. 論文(原著、総説、著書等)、学会発表の記載は、該当申請者名に下線を引いてください。
- g. その他の学術雑誌（日本形成外科学会誌、雑誌：形成外科、関連学会誌以外の雑誌）の場合は論文と投稿規程を必ず提出してください。
- h. 学会出席の総計点数は 75 点以上、医師会主催の生涯教育講座に関しては 5 年間で 5 回以内ですのでご注意ください。
- i. 同一研究会の年間算定は 3 回まで認められます。
- j. 別表の基準点数や所定点数の一覧で、[共同二人まで]とは、第一、第二共同演者、同共著者のみが該当しますのでご注意ください。
- k. 別表の基準点数のうち、関連学会の特別講演、教育講演、シンポジウムは全国規模の学会または国際学

会に限り認められます。なお、国際学会はプログラムも提出ください。

1. 別表の基準点数でシンポジウムの基準点数（8点）にはパネルディスカッションならびにワークショップも含まれます。

以上の各点にご留意のうえ、申請書類を作成してください。

9. 専門医資格更新審査の留保について

海外留学や病気、出産、育児、その他やむを得ない理由で専門医資格更新の留保を希望する方は、専門医資格更新審査留保依頼書を作成し、その理由を証明する書類を添付のうえ、専門医生涯教育委員会宛にお送りください。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則1年間とします。また、留保申請審査料として、**審査料10,000円**を下記口座にお納めください。

*郵便振替口座

加入者名(口座名称) 日本形成外科学会認定医認定委員会
 口座番号 00140-8-51198

*銀行振込

ゆうちょ銀行/〇一九店(ゼロイチキュー店)
 名義 シヤ)ニホンケイセイゲカガツカイ
 日本形成外科学会認定医認定委員会
 口座 (当座) 0051198

なお、5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります(専門医と標榜できない)。

■留保申請者及び専門医資格停止者(未提出、更新が承認されなかった方)の資格更新について

A. 留保申請者の更新申請について

例：【2013年4月1日に専門医更新】2013年1月1日～2017年12月31日の5年間
 →2014年1月1日～2014年12月31日病気療養

2017年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着	
-------	---------------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに【留保申請書】を提出
 →専門医更新審査会にて承認

2018年

2013年	2014年 【療養】	2015年	2016年	2017年	2018年 11月申請書類 到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、2013年1月～2018年12月のうち、【留保申請期間】を除いた5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

B. 専門医資格停止者（未提出、更新が承認されなかった方）の更新申請について

例：【2013年4月1日に専門医更新】2013年1月1日～2017年12月31日の5年間

2017年

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 11月申請書類 到着	
-------	-------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間までに書類を提出

→未提出

→2018年4月1日より専門医資格停止

2018年

2013年 無効	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 11月申請書類 到着
-------------	-------	-------	-------	-------	------------------------

直近の5年間の生涯教育基準点数を提出する必要があるため、2013年分の点数は無効となる。2014年1月～2018年12月の5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

10. 専門医資格更新と学会・研修会等生涯教育点数更新における大規模災害による被災の取り扱いについて

専門医資格更新と学会・研修会等生涯教育点数更新についての方針をお知らせします。

1) 専門医資格の更新審査について

- a. 従来同様の様式で更新審査を行います。
- b. 大規模災害による被災により更新申請で生涯教育更新点数が不足すると考えられる場合は、申請者は必ず理由書と可能な限りこれを証明するものなどを添えて更新審査を申し出てください。

2) 学会・研修会等の生涯教育点数の更新審査について

- a. 従来同様の様式で更新審査を行います。
- b. 大規模災害による被災により更新申請で更新条件が不足すると考えられる場合は、申請責任者は必ず理由書と可能な限りこれを証明するものなどを添えて更新審査を申し出てください。

委員会では、専門医資格更新や学会・研修会等の生涯教育点数に関する諸問題は、個々の申請内容を理由書、証明などを含めて総合的に審査を行います。なお、委員会で必要と判断した場合は、関連内容の調査、問い合わせを行うことがあります。